

議案第 56 号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 8 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

第2条 亀山市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第10項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項の株式等」を「附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

附則第11項の前の見出しを「（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）」に改め、同項を次のように改める。

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第

26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第12項及び第13項を削り、第14項を第12項とし、第15項を削り、第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、第18項を第15項とする。

附則第19項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第20項を附則第17項とする。

附則第21項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年1月1日から、第2条の規定は平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。